令和２年３月 18 日
郡山市建設交通部
住宅政策課
担当：小和田　晴彦
TEL：924－2631

令和元年東日本台風　関連情報
住宅の応急修理
申込期間が延長されます

ターゲット 13. 1

SDGs ターゲット 13.1「気候関連災害や自然災害に対する強靭化及び適応の能力を強化する」

令和元年東日本台風に係る住宅の応急修理について、福島県の通知により、応急修理の申込期間が、「令和２年３月 31 日(火)まで」から「令和２年４月 30 日(木)まで」に延長されます。

【住宅の応急修理】

申込期間　＜変更前＞　令和２年３月 31 日(火)まで
↓
＜変更後＞　令和２年４月 30 日(木)まで

詳しくは、市ウェブサイトでご覧いただけます。

市ウェブサイトに
アクセスできます。

https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21142.html